

輸入差止点数が2年連続で10万点超

(令和4年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況)

名古屋税関は、令和4年の管内における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体：輸入差止点数は前年に続き10万点超※

- 輸入差止件数は1,481件で、前年比32.3%の減少でした。
- 輸入差止点数は105,208点で、前年比3.9%の減少となったものの、前年に続き10万点を超えました。※名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況発表開始以来（平成22年）、過去3番目。

仕出国（地域）別：輸入差止件数、輸入差止点数ともに中国が最多

- 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国が全体の52.3%（775件）を占め最多となり、次いでフィリピンが全体の20.1%（298件）、ベトナムが全体の17.4%（257件）でした。
- 仕出国（地域）別の輸入差止点数では、中国が全体の81.1%（85,306点）を占め最多となり、次いでシンガポールが全体の7.2%（7,579点）、フィリピンが全体の4.6%（4,842点）でした。

知的財産別：輸入差止件数、輸入差止点数ともに商標権侵害物品が引き続き最多

- 知的財産別では、輸入差止件数、輸入差止点数ともに商標権侵害物品が引き続き最多となりました。

品目別：「医薬品」「玩具類」の輸入差止点数が大幅に増加

- 品目別の輸入差止点数では、「医薬品」が前年比約36.5倍、「玩具類」が同約21.5倍と大幅に増加しました。

※輸出差止実績はありませんでした。

(注) 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた一般貨物又は郵便物の数です。
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。
例えば、1件の一般貨物又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上しています。

【問い合わせ先】

名古屋税関総務部税関広報広聴室
TEL：052-654-4008

令和4年の名古屋税関における 知的財産侵害物品の差止状況

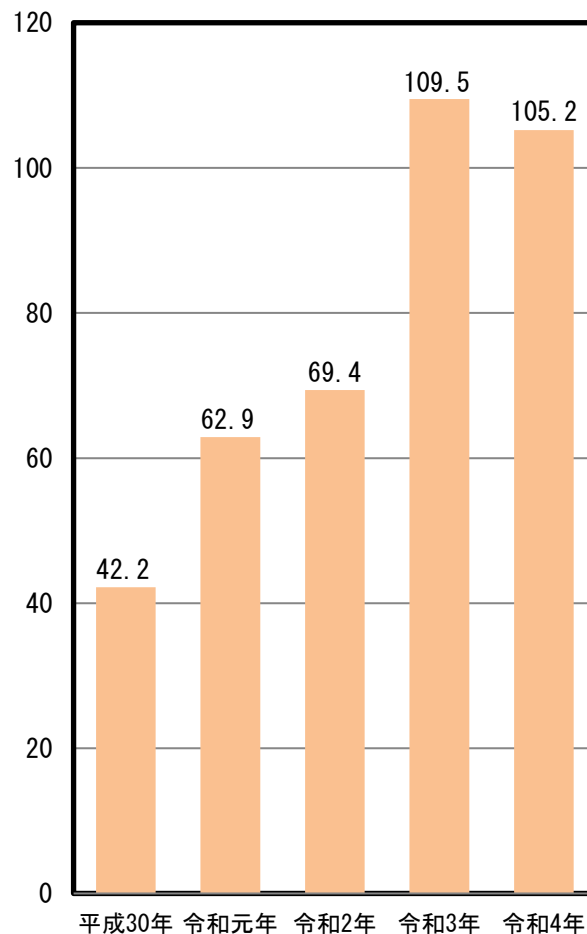
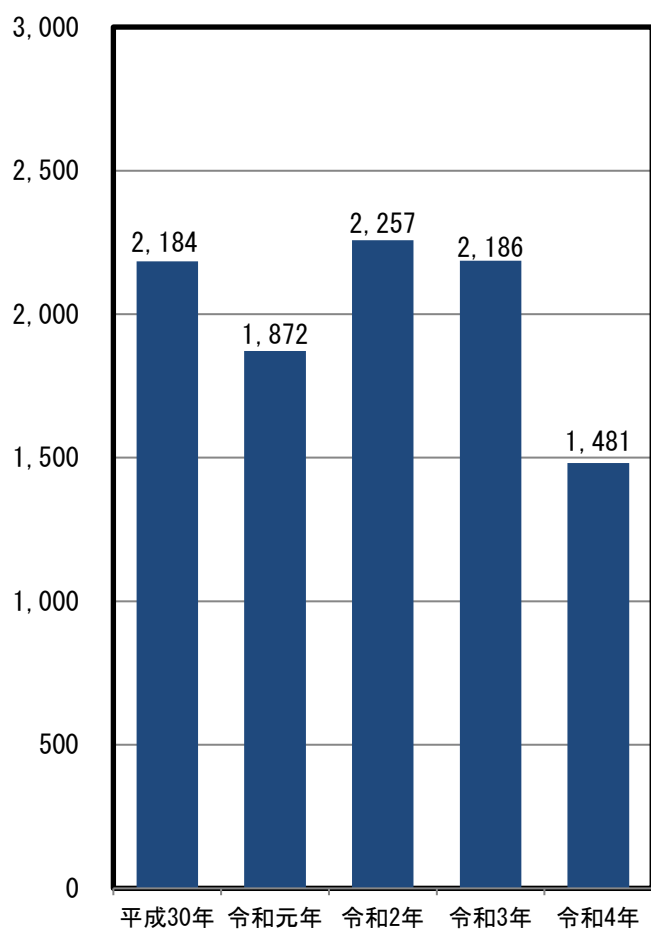
- 輸入差止件数は、1,481件で、前年比32.3%の減少となりました。
- 輸入差止点数は、105,208点で、前年比3.9%の減少となったものの、名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況発表開始以来（平成22年）、過去3番目となりました。
- 知的財産侵害物品の輸出差止実績はありませんでした。

(注)「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた一般貨物又は郵便物の数です。
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。
例えば、1件の一般貨物又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上しています。

知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

■ 件数

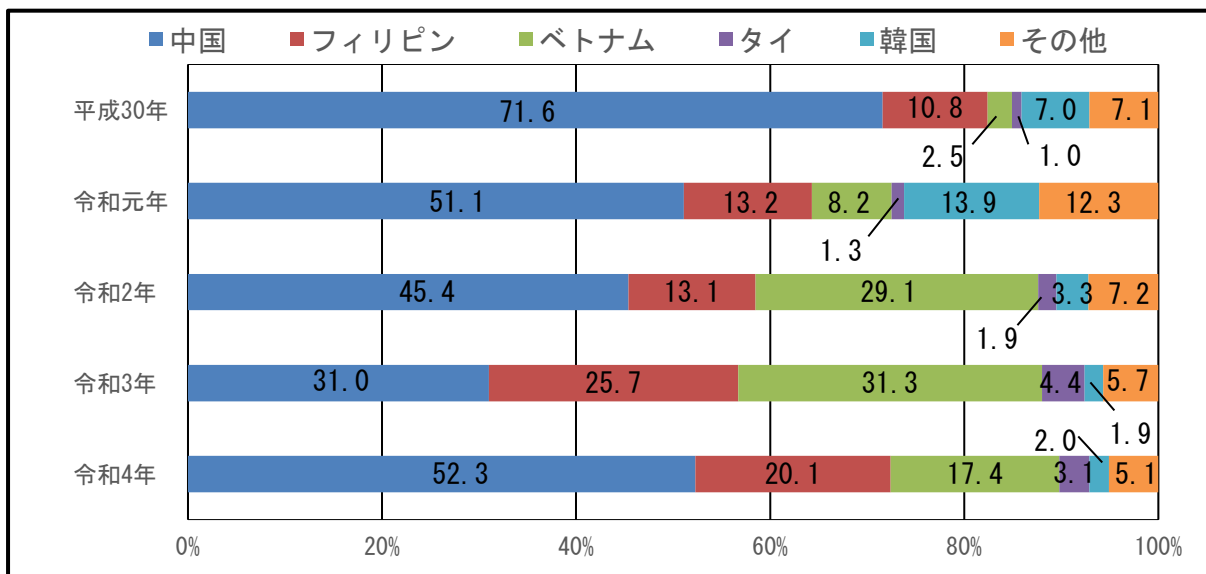
■ 点数（千点）



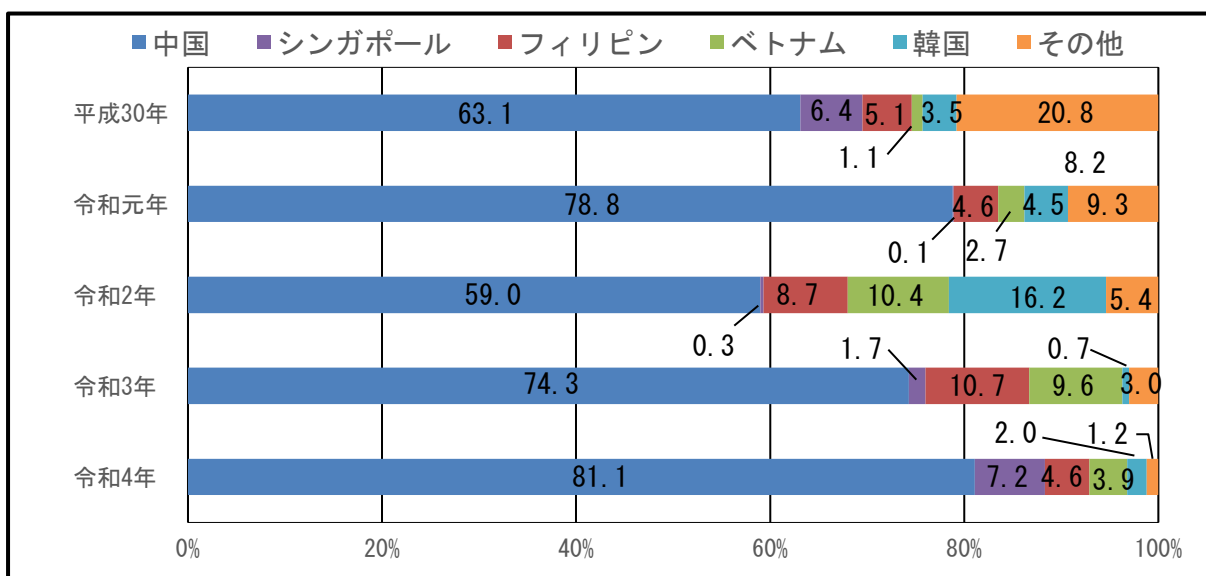
○仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、前年首位のベトナムに替わり、再び中国が首位となりました。中国を仕出しとするものが775件（構成比52.3%、前年比14.5%増）と前年比の実績（677件）と比べると増加しました。次いでフィリピンが298件（同20.1%、同46.9%減）、ベトナムが257件（同17.4%、同62.5%減）でした。
- 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが85,306点（構成比81.1%、前年比4.9%増）、次いでシンガポールが7,579点（同7.2%、同約4.0倍）、フィリピンが4,842点（同4.6%、同58.5%減）でした。

仕出国（地域）別輸入差止件数構成比の推移



仕出国（地域）別輸入差止点数構成比の推移



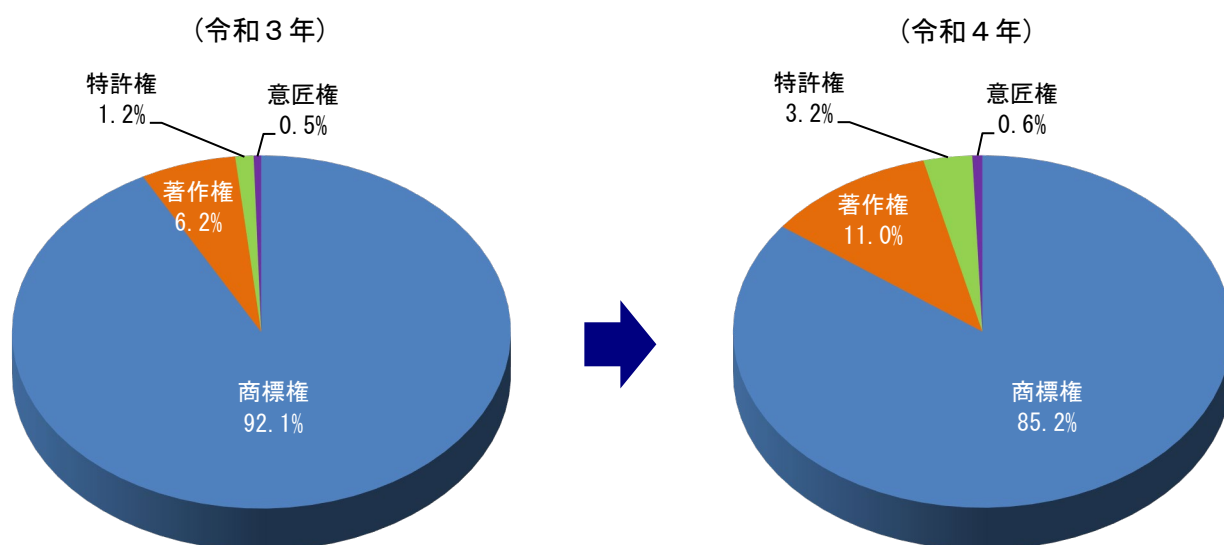
（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

○知的財産別輸入差止実績

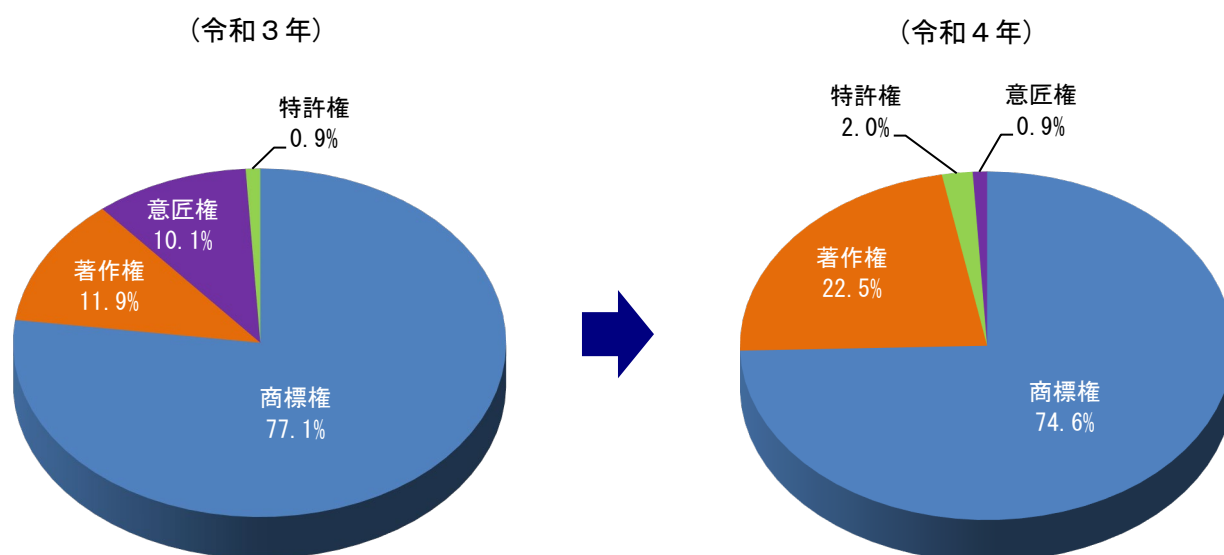
- 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 1,319 件（構成比 85.2%、前年比 37.0%減）で大半を占めています。
- 輸入差止点数は、商標権侵害物品が 78,437 点（同 74.6%、同 7.1%減）となりました。

知的財産の保護対象は、16 ページの記載を参照願います。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数）



知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数）

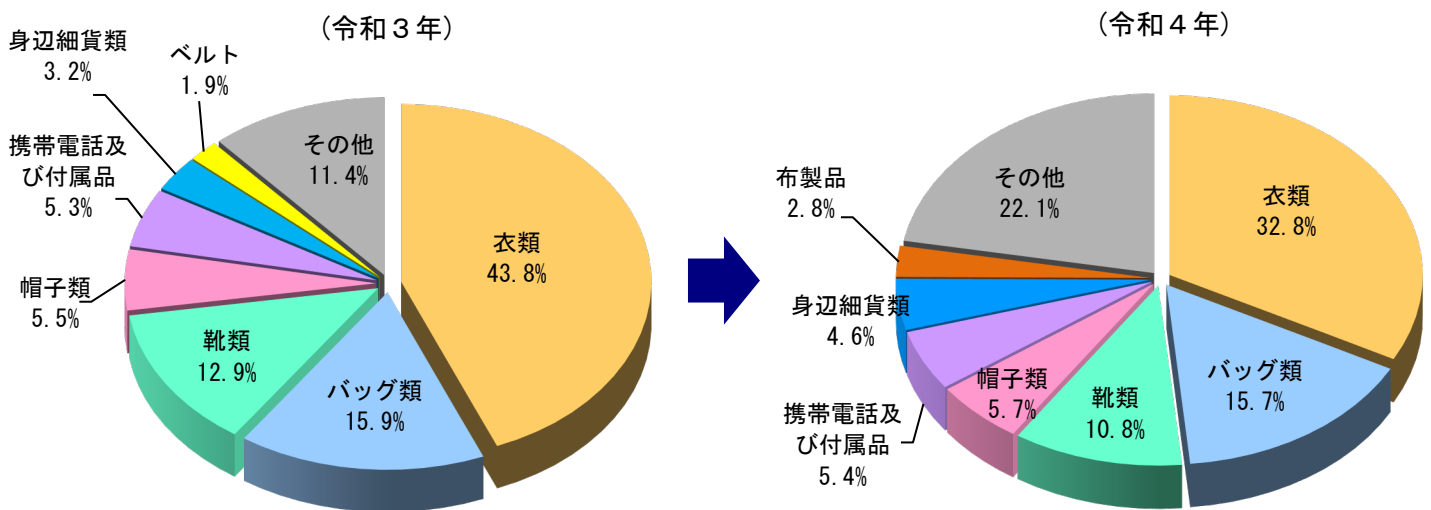


（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

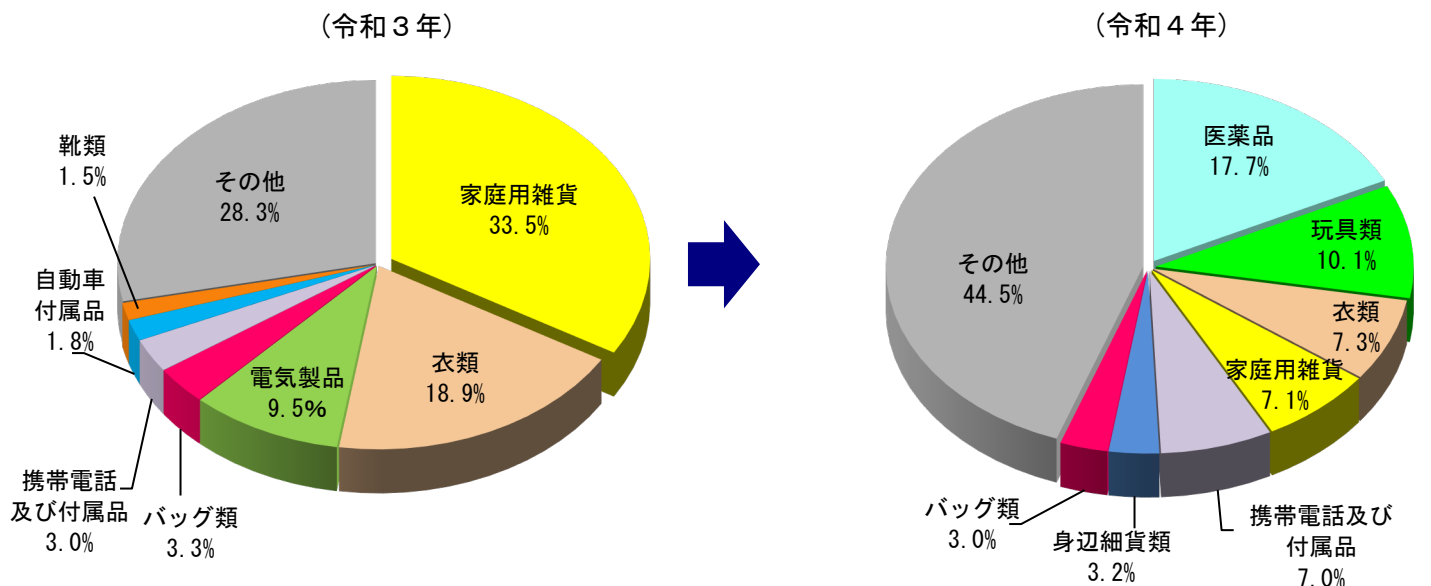
○品目別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、衣類が 668 件（構成比 32.8%、前年比 52.1%減）と最も多く、次いでバッグ類が 321 件（同 15.7%、同 36.4%減）、靴類が 220 件（同 10.8%、同 46.5%減）でした。
- 輸入差止点数は、医薬品が 18,631 点（構成比 17.7%、前年比約 36.5 倍）と最も多く、次いで玩具類が 10,598 点（同 10.1%、同約 21.5 倍）、衣類が 7,720 点（同 7.3%、同 62.7%減）でした。

品目別輸入差止実績構成比の推移（件数）



品目別輸入差止実績構成比の推移（点数）



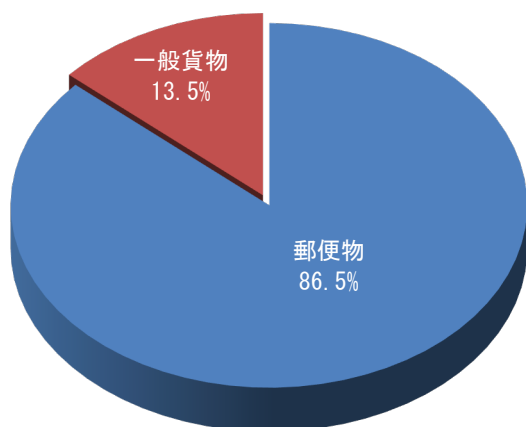
(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

○輸送形態別輸入差止実績

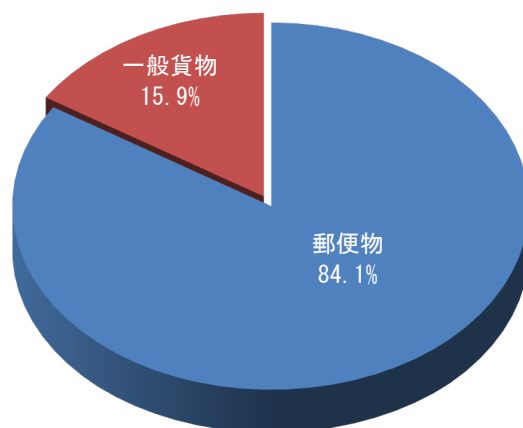
- 輸入差止件数は、郵便物が1,245件（構成比84.1%、前年比34.2%減）で大半を占めており、一般貨物は236件（同15.9%、同20.0%減）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が97,423点（構成比92.6%、前年比約2.2倍）、一般貨物が7,785点（同7.4%、同88.1%減）でした。

輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数）

（令和3年）

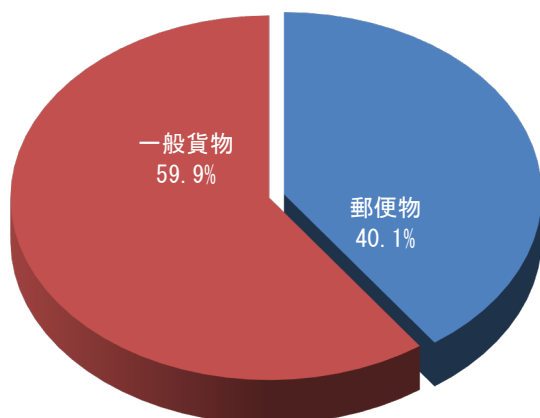


（令和4年）

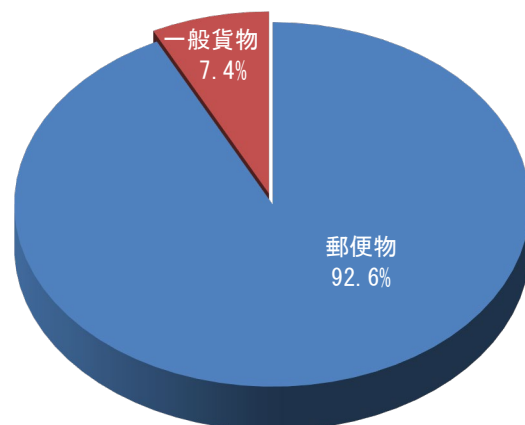


輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数）

（令和3年）



（令和4年）



令和4年の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

1. 仕出国（地域）別輸入差止実績（件数）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	前年比	構成比
中国	1,564	956	1,024	677	775	114.5%	52.3%
フィリピン	236	247	295	561	298	53.1%	20.1%
ベトナム	54	153	657	685	257	37.5%	17.4%
タイ	21	25	43	97	46	47.4%	3.1%
韓国	152	260	74	41	29	70.7%	2.0%
インドネシア	24	5	20	13	15	115.4%	1.0%
カンボジア	8	28	24	48	10	20.8%	0.7%
香港	70	101	73	15	8	53.3%	0.5%
シンガポール	9	8	11	20	7	35.0%	0.5%
台湾	13	14	6	8	6	75.0%	0.4%
上記以外の国	33	75	30	21	30	142.9%	2.0%
合計	2,184	1,872	2,257	2,186	1,481	67.7%	100.0%

（注1） 本表は仕出国（地域）ベースであり、原産国（地域）を示すものではありません。

（注2） 件数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数を計上しています。

（注3） 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	前年比	構成比
中国	26,628	49,589	40,990	81,346	85,306	104.9%	81.1%
シンガポール	2,705	38	186	1,905	7,579	397.8%	7.2%
フィリピン	2,162	2,873	6,044	11,668	4,842	41.5%	4.6%
ベトナム	480	1,716	7,210	10,479	4,065	38.8%	3.9%
韓国	1,457	2,831	11,269	721	2,146	297.6%	2.0%
タイ	1,422	1,933	1,261	1,740	532	30.6%	0.5%
香港	4,339	3,274	1,222	904	199	22.0%	0.2%
バングラデシュ	2,356	0	0	0	139	全増	0.1%
インドネシア	167	66	365	80	110	137.5%	0.1%
台湾	284	89	56	63	68	107.9%	0.1%
上記以外の国	217	501	821	566	222	39.2%	0.2%
合計	42,217	62,910	69,424	109,472	105,208	96.1%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 点数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の点数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

3. 知的財産別輸入差止実績

上段：件数
下段：点数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	前年比	構成比
特許権	1	18	24	27	49	181.5%	3.2%
	70	544	1,559	1,038	2,110	203.3%	2.0%
実用新案権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
意匠権	51	12	22	11	10	90.9%	0.6%
	11,100	3,352	4,665	11,050	985	8.9%	0.9%
商標権	2,101	1,729	2,149	2,094	1,319	63.0%	85.2%
	26,383	49,206	49,821	84,396	78,437	92.9%	74.6%
著作権	75	149	138	141	171	121.3%	11.0%
	4,664	9,808	13,379	12,988	23,676	182.3%	22.5%
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
回路配置利用権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
育成者権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法 違反物品	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
合計	2,184	1,872	2,257	2,186	1,481	67.7%	100.0%
	42,217	62,910	69,424	109,472	105,208	96.1%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの件数の合計（のべ件数）をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

4. 品目別輸入差止実績（件数）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	前年比	構成比
衣類	833	762	1,356	1,394	668	47.9%	32.8%
バッグ類	459	557	482	505	321	63.6%	15.7%
靴類	288	246	358	411	220	53.5%	10.8%
帽子類	106	105	170	176	117	66.5%	5.7%
携帯電話及び付属品	144	118	136	170	111	65.3%	5.4%
身辺細貨類	65	63	87	102	94	92.2%	4.6%
布製品	67	41	21	24	57	237.5%	2.8%
ベルト類	42	34	68	62	35	56.5%	1.7%
化粧品	28	10	1	11	33	300.0%	1.6%
家庭用雑貨	41	44	14	8	32	400.0%	1.6%
キーホルダー類	25	38	36	33	30	90.9%	1.5%
玩具類	5	17	29	22	27	122.7%	1.3%
自動車付属品	36	43	46	21	26	123.8%	1.3%
時計類	108	95	58	47	24	51.1%	1.2%
電気製品	50	24	39	13	23	176.9%	1.1%
上記以外の品目	356	252	271	185	221	119.5%	10.8%
合計	2,184	1,872	2,257	2,186	1,481	67.7%	100.0%

（注1） 件数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数を計上しています。

（注2） 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計（のべ件数）をもとに算出しています。

（注3） 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

5. 品目別輸入差止実績（点数）

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	前年比	構成比
医薬品	1,879	1,847	850	511	18,631	3646.0%	17.7%
玩具類	347	83	495	493	10,598	2149.7%	10.1%
衣類	9,633	6,867	14,079	20,721	7,720	37.3%	7.3%
家庭用雑貨	5,685	600	527	36,713	7,498	20.4%	7.1%
携帯電話及び付属品	2,186	2,056	3,128	3,244	7,409	228.4%	7.0%
身近細貨類	1,901	497	2,055	1,397	3,325	238.0%	3.2%
バッグ類	3,181	2,275	2,373	3,662	3,161	86.3%	3.0%
自動車付属品	1,227	916	1,060	2,019	2,919	144.6%	2.8%
化粧品	384	273	1	456	2,499	548.0%	2.4%
電気製品	4,357	6,609	3,464	10,401	1,558	15.0%	1.5%
帽子類	438	1,820	602	785	1,094	139.4%	1.0%
靴類	489	598	961	1,691	1,057	62.5%	1.0%
コンピュータ製品	456	1,002	15,241	973	992	102.0%	0.9%
布製品	2,538	19,477	157	432	746	172.7%	0.7%
キーホルダー類	170	4,112	1,226	1,228	656	53.4%	0.6%
上記以外の品目	7,346	13,878	23,205	24,746	35,345	142.8%	33.6%
合計	42,217	62,910	69,424	109,472	105,208	96.1%	100.0%

（注1）点数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の点数を計上しています。

（注2）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段：件数

下段：点数

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	前年比	構成比
郵便物	2,007	1,630	2,022	1,891	1,245	65.8%	84.1%
	18,342	26,290	42,518	43,917	97,423	221.8%	92.6%
一般貨物	177	242	235	295	236	80.0%	15.9%
	23,875	36,620	26,906	65,555	7,785	11.9%	7.4%
合計	2,184	1,872	2,257	2,186	1,481	67.7%	100.0%
	42,217	62,910	69,424	109,472	105,208	96.1%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

《参考資料 全国の税関で輸入を差し止めた侵害物品の例》

◆輸入差し止めが多い物品

バッグ、衣類等が差止品目の上位を占めています。

バッグ(商標権)



財布(意匠権)



レプリカユニフォーム(商標権)



ネックレス(商標権)



帽子(商標権)



ストール(商標権)



スマートフォン等のグリップ・スタンド(特許権)



ストリーミング配信用データ通信機(意匠権)



《参考資料 全国の税関で輸入を差し止めた侵害物品の例（つづき）》

◆輸入差し止めが増加した物品

スマートフォンケース、イヤホン等の差し止めが増加しました。

スマートフォンケース(商標権)



イヤホン(意匠権)



テープカセット(特許権)



腕時計部分品(商標権)



ペンケース(商標権)



遊戯用カード(著作権)



医薬品の包装箱、説明書(商標権)



クッキー型(著作権)



《参考資料 全国の税関で輸入を差し止めた侵害物品の例（つづき）》

◆健康や安全を脅かす危険性のある物品

これらの侵害物品の使用又は摂取は、消費者の健康や安全を脅かす危険性があります。

浄水器用カートリッジ(商標権)



医薬品(商標権)



加熱式たばこ用カートリッジ(意匠権)



電池(商標権)



香水(商標権)



自動車用ペダルカバー(商標権)



電動式歯ブラシ用交換ヘッド(商標権)



サングラス(商標権)



税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

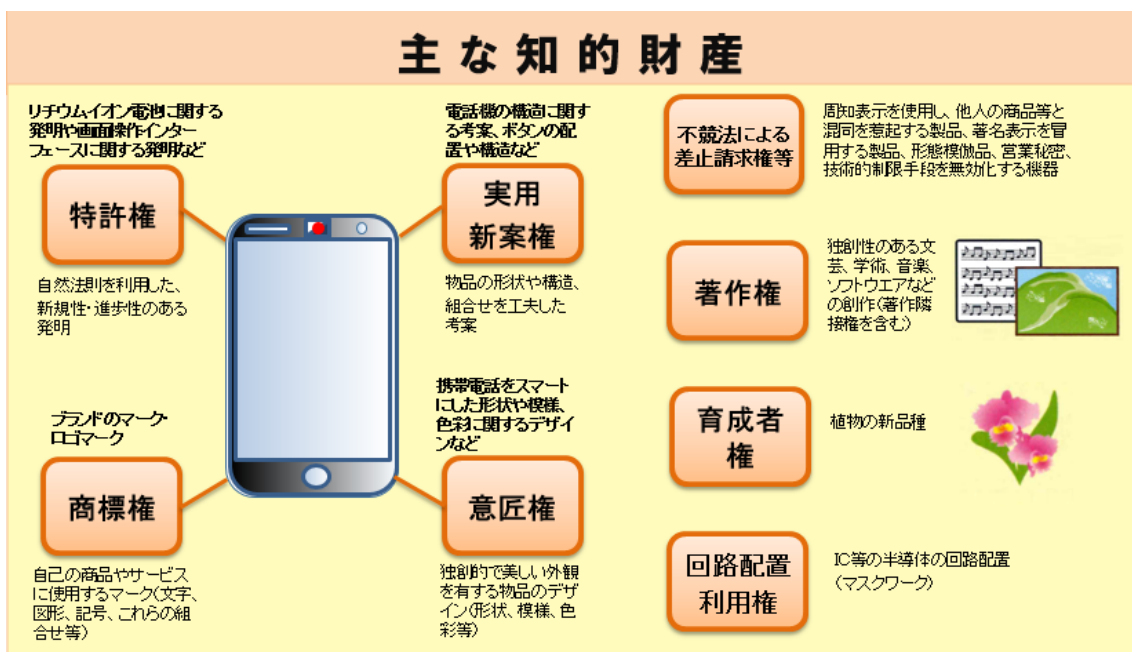
知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安全・安心を脅かすおそれもあります。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸出及び輸入してはならない貨物として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

税関にて差止対象としている知的財産侵害物品

特許権（発明）、実用新案権（アイデア）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画・音楽等）、※回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）、育成者権（植物品種）を侵害する物品、不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※回路配置利用権は輸入のみ



○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ② 児童ポルノ
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

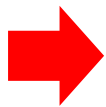
○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ① の 2 指定薬物
- ② 拳銃、小銃、機関銃等

- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品
- ⑨ の 2 意匠権又は商標権で海外事業者を仕出人とする模倣品
- ⑩ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品といたします。



**知的財産侵害物品を輸出入すると、
以下の罰則が科されることがあります。**

○ 関税法第 108 条の 4 第 2 項、第 109 条第 2 項

知的財産侵害物品を輸出した者、輸入した者は、

**10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金
に処し、又はこれを併科する。**